

「成長戦略フォローアップ2019」等の進捗状況

令和元年11月18日

未来投資会議構造改革徹底推進会合



内閣府 民間資金等活用事業推進室

「成長戦略フォローアップ2019」等の進捗状況

○PPP/PFI手法の導入加速にあたり、内閣府民間資金等活用事業推進室には、「成長戦略フォローアップ2019」の以下の記載について、対応が求められている。

I. Society 5.0の実現

6. 次世代インフラ

(2)新たに講ずべき具体的施策

i)インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

①インフラの整備・維持管理

・キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、多年度かつ広域での一括契約といった仕組みを活用し、民間技術・ノウハウの導入を推進する。

ii)PPP/PFI手法の導入加速

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決）のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

①コンセッション重点分野の取組推進

・公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のため、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討するとともに、先進諸国での最新の取組状況活用手法や活用分野等を俯瞰的に整理し、世界のトレンドと日本における取組の差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。

・これまでの国内での公共施設等運営権制度の活用実績や諸外国の事例整理を基に公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成し、活用する。

・関係省庁は、諸外国での公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例調査を基に我が国への示唆を整理する。これを踏まえて内閣府は民間事業者のニーズを2019年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。

「成長戦略フォローアップ2019」等の進捗状況

1. 未来投資戦略2018から継続すべき施策

<人材活用改革に関する事項>

- 令和元年度機構要求において、コンセッション及び社会的ファイナンスを担当する参事官級の職員の増員が認められ、公募を経て**7月1日付で民間人材を専任の参事官として採用**
- 10月1日付で法務省から出向**で民間資金等活用事業推進室に1名着任

<ガイドラインの改正に関する事項>

- 赤字継続の場合の契約解除方法、公務員派遣の在り方については、現時点で民間事業者等からの要望は特段認められないが、今後ともワンストップ窓口等を通じてニーズ把握に努める
- 二段階審査の場合の第一段階の審査基準・情報開示方法については、関係省庁から、昨年3月の運営権ガイドラインの改訂により対応可能との報告。今後とも、同ガイドラインの趣旨が徹底されるよう働きかける

2. これまでの進捗を踏まえて新たに取り組むべき施策

- 海外（英・仏・米）で行った調査結果について、本年度内に報告書を取りまとめる予定
- PPP/PFI事業の制度概要について分かりやすい解説資料をHPに掲載中。海外調査等を踏まえ、必要に応じ更新。また、地方自治体の首長等の同事業に対する理解及び導入意欲促進に資する事例集を、本年度中に作成・公表予定

「成長戦略フォローアップ2019」等の進捗状況

2. これまでの進捗を踏まえて新たに取り組むべき施策

<顕在化してきた課題への対応に関する事項>

- コンセッション事業を含むPPP/PFI事業を採用した事例が積み重なる中で、以下諸論点について、民間事業者へのヒアリングや、PFI推進委員会での議論等を通じて検討

▷運営権者が実施できる建築の範囲等に関する課題

運営権者は、PFI法・運営権ガイドライン上「維持管理」ができるとされ「建設」/「改修」はできないとされているが、管理施設を一体的に「建設」/「改修」を行うことでより効率的に運営ができる可能性がある中、運営事業の適切な実施に必要な建物の「維持管理」の範囲を明確化すべきとの意見もあるがどうか。

▷キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入

一般道路等のキャッシュフローを生み出しにくいインフラの維持管理が課題となる中、より包括的・長期的に民間委託可能なPPP/PFI手法をどのように推進するか。

▷ファイナンスの選択肢の拡大（SPC株式の流動化に向けた課題等）

SPC株式の譲渡について民間事業者にとって早期資金回収のニーズがある一方、事業契約において譲渡制限に係る個別規定が設けられる事例が大多数の中、地方公共団体等の理解の得られる譲渡スキームや譲渡先としてどのようなものが考えられるか。

等